

会費納入規程

昭和 60 年 5 月 20 日制定

平成 4 年 5 月 10 日改正

平成 26 年 5 月 11 日改正

平成 29 年 5 月 13 日改正

令和 4 年 5 月 14 日改正

令和 7 年 5 月 18 日改正

(根 拠)

第 1 条 一般社団法人熊本県放射線技師会定款第 7 条に基づき、本規程を設ける。

(会 費)

第 2 条 定款第 7 条の会費は、熊本県放射線技師会費および九州地域放射線技師会費を含め年額 7,000 円とする。

(会費納入)

第 3 条 会費は、当該年度初めに納入するものとし、納入期限を当該年度の 9 月 30 日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

(会費免除)

第 4 条 診療放射線技師籍に登録した日から翌年の 3 月 31 日までに入会した者に限り、初年度の年会費を免除とする。

2 会員が大学院に進学した場合は所定の手続きをすることにより、その在学期間に限り会費免除の取扱いを受けることができる。ただし、就職し収入を得ている場合は、この限りではない。

3 会員が出産、育児の事情により休職している場合は、休職届を付した申請により 1 年間の会費免除の取扱いを受けることができる。

4 災害による被災の場合は、災害の程度によって 5,000 円を上限に会費の減免を受けることができる。減免額は所定の手続きを経たのち理事会で決定するものとする。この場合、田畑・車両の浸水、家屋の床下浸水については免除対象外とする。

5 当該年度に 60 歳に達し 64 歳までの者は年額 5,000 円に減免、65 歳に達する者は年額 3,000 円に減免とする

6 名誉会員は、終身会員とし、会費を納めることを要しない。

附 則

- 1 本規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。
- 2 本規程は、平成26年5月11日より施行する。
- 3 本規程は、平成29年5月13日より施行する。
- 4 本規程は、令和4年5月14日より施行する。
- 5 本規程は、令和7年5月18日より施行する。